

公 募

令和 5 年 1 2 月 4 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門
釧路拠点長 高村 良治

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 羅臼海域におけるトド捕獲小定置網設置及び
トド捕獲補助等業務
2. 募集内容 下記3の業務の請負が可能なる者
3. 業務内容 別紙「仕様書」による
4. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
 - ① 応募申込書（別紙様式）
 - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
 - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
 - (1) 提出期限 令和5年12月20日 17時
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒085-0802 北海道釧路市桂恋116番地

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門 釧路拠点
管理チーム（用度担当）

TEL 0154-92-1709

FAX 0154-91-9355

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、令和5年12月13日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表します。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行することとなります。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行することとなります。その場合には、別途、公告します。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとします。

10. 契約に係る情報の公表

（1）公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度におけ

る取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

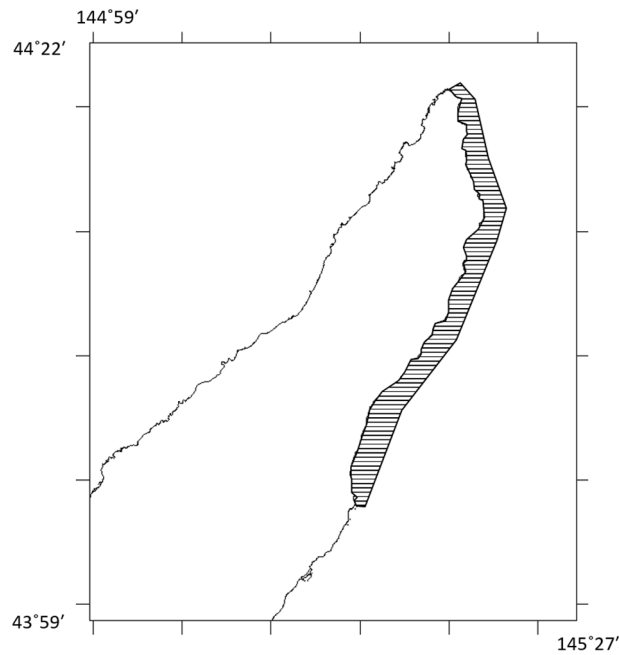
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 羅臼海域におけるトド捕獲小定置網設置及びトド捕獲補助等業務

2. 業務目的 本業務は、トド生体捕獲用の小定置網を準備・設置・運用し、生体捕獲の手法を検討すること、及び生体捕獲できた場合はトドの回遊経路・移動様式を明らかにするため衛星標識を装着し放逐することを目的とする。

3. 業務場所 北海道目梨郡羅臼町知床岬～北海道目梨郡羅臼町植別川河口間
根室海峡指定海域
なお、指定海域図は以下のとおり。



4. 業務期間 自) 契約締結日
至) 令和6年 2月29日

但し、下記5. 業務内容Ⅰ-3) 及び4)、業務内容Ⅱにかかる業務期間は以下のとおりとする。

自) 令和6年 1月10日
至) 令和6年 2月10日

5. 業務内容 2件の業務について、それぞれ以下のとおり業務を実施すること。

I. 羅臼海域におけるトド捕獲手法検討のための小定置網設置等業務

1) 調査内容

本調査は、トド捕獲手法検討のために生体捕獲手法を開発することを目的とし、羅臼海域に設置した小定置網によるトド入網状況の調査を行う。

2) 小定置網準備業務

本調査において使用する小定置網について、請負業者の所有する網を用いるものとし、トドの捕獲手法検討に係る資材一式については請負業者が新たに用意をすること。

- ① 袋網：外周300m程度
- ② 垣網：長さ300m程度
- ③ アンカー：20個程度

3) 小定置網設置業務

上記I-2)で準備した小定置網及び垣網について、上記3.業務場所の指定海域へ、以下のとおり設置すること。

- ① 設置する詳細な地点については、請負業者と担当職員が協議の上、決定する。
- ② 設置する期間については、上記4.業務期間に指定する期間において、常時設置すること。但し、天候及び海況等の予期せぬ事情により、設置し続けることが困難となった場合は、この限りではない。

4) 設置網確認及び記録業務

上記I-3)で設置した小定置網について、以下のとおり入網状況の確認及び必要事項の記録を行うこと。

- ① 確認方法については、小定置網を揚網の上、トドの入網があるかを確認する。
- ② 確認した後は、小定置網を所定の位置へ改めて設置し直すこと。
- ③ 網地等に軽微な破損がみられる場合は、船上においてこれを修復すること。
- ④ 確認期間については、上記4.業務期間に指定する期間において、毎日に行うこと。但し、天候及び海況等の予期せぬ事情により、確認が困難な場合は、この限りではない。
- ⑤ 確認内容については、別添の記録用紙へ記録を行うこと。

5) 完了報告等

上記I-4)で記録した記録用紙、完了報告書を提出及び納品することにより、業務完了とする。

II. トド捕獲補助等業務

1) 調査内容

本調査は、トドの回遊経路及び移動様式を明らかにすることを目的とし、小定置網で捕獲されたトドに衛星標識を装着し、放逐する調査を行う。

2) トド放逐予定頭数

衛星標識を取付けて放逐するトドの調査実施頭数および上限は4頭とする。トドの捕獲頭数が上限を超えた場合は衛星標識を取り付けることなく放逐する。

注 トドの予定頭数は過去の混獲実績に基づき算出したものであるが、見積金額を算定するために提示するものであり、契約期間における捕獲頭数を補償するものではない。

3) トド捕獲報告及び衛星標識取付

上記Ⅰ－4)の業務においてトドの捕獲があった場合は、以下のとおり業務を実施すること。

- ① トドの捕獲があった場合、指定する漁港へ水揚げし、別途指示する担当職員へ、捕獲された旨の報告を行うこと。但し、上記Ⅱ－2)で定める捕獲頭数の上限に達していた場合、取付を行わないため水揚げは行わず、報告のみとする。
- ② 水揚げされた報告を受けた場合は、担当職員が現地到着の後、衛星標識を取付する。なお、衛星標識の取付は担当職員が行う。

4) トド放逐方法

上記Ⅱ－3)で衛星標識を取付けたトドについて、以下のとおり放逐すること。

- ① トドを放逐する地点及び日時については、請負業者と担当職員が協議の上、決定する。但し、天候及び海況等の予期せぬ事情により、予定された地点及び日時での放逐が困難となった場合は、改めて協議すること。
- ② トドの放逐地点は上記3.業務場所の海域内を予定する。請負業者は、予定海域で放逐するために必要な船舶及び船員等を手配し、請負業者の責によりこれを行うこと。

5) 完了報告等

上記Ⅱ－4)の放逐が完了した都度、完了報告書を当所へ提出すること。

6. その他

- ① トドの採捕にかかる許認可申請等については、当所において行う。
- ② 詳細については担当職員の指示に従うこと。